

戦後皇族葬儀考

— 戦後史における皇族と国民 —

中島 三千男

はじめに

一九八七年二月三日、皇族の一員であり、五番目の皇位継承者であった高松宮宣仁（のぶひと）親王（以下、高松宮と略）が死去し、同一〇日その葬儀が行われた。この葬儀のあり方や報道機関の対応の仕方については、現憲法の国民主権原理や政教分離原則に照らして見た場合、多くの問題点を抱えていたように思う。

例えば、葬儀のあり方に関してみると、この葬儀が国葬ではなく「宮家葬」である、とされたにも拘らず事実上、宮内庁による「国家的行事」として行われたこと。また、それにも拘らず、それが事実上、神道儀式として行われたこと。さらには、葬儀で読上げられた「祭詞」（弔詞）の内容が、総理大臣以下国民を戦前の発想そのままに「臣下」

とみなすようなものであったこと等々。また、報道機関の対応についても、死去当日及び翌日のテレビ番組の差替や、葬儀日における全局の実況中継。また、新聞報道をも含めての「平和の宮様」、「スポーツの宮様」、「庶民の宮様」の大合唱等々。さらには官庁や学校に対する、「弔旗」掲揚の通達が出されたことも大きな問題であろう。

そして、より問題とされるのは、このように多くの問題を抱えたものであったにも拘らず、これらの問題について触れた論稿が総合雑誌や週刊誌、研究誌を含めて極めて少なかったということである。僅かに、岩井忠熊氏の論考⁽¹⁾や『放送レポート』（八六号、一九八七年五月）の分析があるだけである。

しかしながら、本稿の目的は、右に述べたような事柄を分析しようというものではない。本稿の目的は、今回の高松

宮の葬儀を含めて、戦後に行われた三つの皇族葬儀を分析することにより、戦後史における皇族と国民の関係の変化と今日における位置を明らかにしようというものである。

意外と知られていないようであるが、戦後に行われた皇族葬儀の最初のもは、一九五一（昭和二六）年六月の貞明皇太后（大正天皇の皇后、以下、貞明皇后と略（2））の葬儀であり、二番目はその二年後の一九五三年（昭和二八）年一月に行われた秩父宮雍仁（やすひと）親王（以下秩父宮と略）の葬儀であった。そして、今回の高松宮の葬儀は実に三四年ぶりに行われた、戦後三番目の皇族葬儀であったのである。

しかしながら、同じような事柄（皇族葬儀）が三四年という時間の流れを置いて繰返された事は、歴史研究においては一つの僥倖であった。なぜなら、通常二、三年の間隔ではなかなか見えないものが、三四年という一定の間隔をもつたために、この間の変化を、あるいはしなかったことを含めて、かなりはつきりと見ることが出来るように思うからである。そういった意味において、本稿は「皇族葬儀」というボーリングを使った、戦後史における皇族と国民の関係についての研究の一つの試みである。

（1）「高松宮葬儀にみる『復古』のゆくえ」（『文化評論』三二四号、一九八七年五月）。

（2）一九五一年六月八日、宮内庁は「追号」を「貞明皇后」と

定めたことを発表した。これには、少し解説が必要である。

歴代の皇后のうち、皇后として「追号」のあるのは、神功、光明、檀林の三皇后と、貞明皇后だけである（『貞明皇后』主婦の友社、一九七〇年五月、二八五頁）。明治天皇の皇后も昭憲皇太后と追号された。これは、一九二六年の皇統譜令で、皇統譜には最高の身位で登録することになったので、皇后の身分がそのまま用いられることになったためである。戦後もこれを受継いでいる（『東京新聞』一九五一年六月九日）。

I 戦後の皇族葬儀とその特徴

さて、今回の高松宮の葬儀について、何人かの人に感想を聞いてみると、「実に大変な、大掛りなものであった」という感想と、「意外に簡素なもので、チョット拍子抜けだったなア」という感想の二つに分れたように思う。こうした違いは、それぞれの人が今回の葬儀を何を基準としながら見ていたのかという、その基準の違いによるものが多い。

そして、やや図式化して言えば、前者の感想をもらった人は戦前のこの種の儀式についての体験や知識を有しなかった人、あるいは来たるべき「Xデー」（天皇の死去）に伴う大掛りな儀式について、あまり知識を持っていなかった人が多かったようである。逆に後者の感想をもらった人は、戦前のこの種の儀式についての体験や知識、あるいは「Xデー

―」についての知識を一定程度持っている人が多かった。しかしながら、前者の場合はさて置き、後者の感想を持った視点も、歴史研究の立場から見た場合、いささか問題を含んでいるように思う。一つは、たしかに今回の高松宮の葬儀を含めて、戦後の三つの皇族葬儀は、戦前の皇室葬儀の手順を定めた皇室喪儀令（一九二六年一〇月公布、一九四七年五月廃止）に則って多く行われてきたわけであるが、当然の事ながら、そのまま行われたのではなく、かなりの部分において改変が行われてきたこと。したがって、戦前のこの種の儀式の体験や知識でもって、今回の儀式と単純に比較するのは、そもそも妥当ではないこと。また、二つ目には皇室の葬儀といっても、それは一様の物ではなく、その中における身分の違いによって、厳然たる区別（差別）が設けられており、したがって今回の高松宮のように、天皇の兄弟（弟）、あるいは五番目の皇位継承者といっても、皇室の直系主義の価値序列から言えば、一「平」皇族に近い存在であった者の葬儀と、「Xデー」のような天皇の葬儀、最高のランクに位置づけられた者の葬儀を単純に比較することも、あまり意味のないことなのである。

さて、本章は右に述べた、一番目の問題、すなわち戦後の三つの皇族葬儀の特徴―それは戦前と比較した場合どのような改変を受けたのか―について明らかにすることであ

るが、その場合においても、二番目の問題、皇室葬儀の中における身分による区別の問題は前提的な問題でもあるので、まずこの点から片付けておこう。

一九二六年一〇月、大正天皇の死を予想して、皇室令の一つとして出された皇室喪儀令によれば、皇室の葬儀は「大喪儀」（二章）、「皇族喪儀」（二章）の二つに大別されていた。「大喪儀」というのは、大行天皇（¹）、太皇太后、皇太后、皇后に關わる葬儀で、「皇族喪儀」というのは、それ以外の皇族、つまり皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王、に關わる葬儀である。

この二つ、「大喪儀」と「皇族喪儀」は、皇室喪儀令やその他、同時に出された關連皇室諸令によって、厳然と区別せられていた。例えば、その死は前者の場合は「崩御」、またその墓は「陵」といわれ、武蔵陵墓地（元東京府南多摩郡所在御料地）が指定されていた。これにたいし、後者の場合はその死は「薨去」（こうきよ）、その墓は「墓」といわれ豊島岡墓地が指定されていた（皇室陵墓令）。また、天皇の服喪についても、前者の場合は「大喪」といわれ、皇族は勿論「臣民」も喪に服することが求められたが、後者の場合は「宮中喪」といわれ、原則として一般「臣民」の服喪は求められなかった（皇室服喪令、一九〇九年六月）。さらに、「大喪儀」の場合にはその葬儀の執行の為に、「大喪使」という

特別の官制が総理大臣の管理のもと宮中におかれ、また、祭事を奉仕する者は祭官長、祭官副長、祭官と呼ばれた。

この様に「大喪儀」と「皇族喪儀」には厳然たる区別があったわけであるが、実はこの「大喪儀」の中にも天皇大喪儀、皇太后大喪儀(太皇太后はこれに準ずる)、皇后大喪儀と三つのランクに区別されていた。例えば、大行天皇の「崩御」の公告は宮内大臣・総理大臣の連署を必要としたが、他は宮内大臣の署名でよかった。また、天皇大喪儀、皇太后大喪儀の場合の喪主は天皇自らだったが、皇后大喪儀の場合は、喪主は皇太子もしくは皇太孫であった。また、同じく天皇大喪儀と皇太后大喪儀の場合の「大喪」は特別に「諒闇」と言われた(皇室服喪令)。

同様に、「大喪儀」と明確に区別された「皇族喪儀」においても、その中にいくつかのランク付けがあった。例えば、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、又は摂政たる皇族と他の一般皇族の場合の区別である。前者は幾分簡略になるが、皇后大喪儀に準じられ、また、この葬儀を司るために宮中に「喪儀司」が設置された。また、祭事に仕える者は、祭官長、祭官副長、祭官とよばれた。これに対し、一般の皇族の場合は、特別に規定はなく便宜上、喪儀委員長、同委員が設けられ、祭事に仕える者は、司祭長、司祭副長、司祭と呼ばれた。さらに、「大喪儀」を含めて皇太子

妃以上の葬儀は夜間、その他は昼間行われる等である。こうして、「皇族喪儀」には、皇太子(皇太孫)喪儀、皇太子妃(皇太孫妃)喪儀、親王(王)喪儀、親王妃・内親王(王妃、女王)喪儀の四つのランクにわかれていた。今回の高松宮の葬儀は、準拠した皇室喪儀令によれば、「皇族喪儀」の中でも下から二番目、全体の皇室葬儀の中では七ランク中、六番目という下位に位置付けられた、「親王喪儀」の一つだったのである。尚、「皇族喪儀」の場合の喪主は、「直系卑属たる、皇族男子が班位(順位)により喪主」となっていた。

さらに、この皇室内における身分による区別という点にも関係するが、戦前の皇室の葬儀に関しては、皇室喪儀令とともに、もう一つ国葬(喪儀(国葬令)の問題があった。国葬令(一九二六年一〇月公布、一九四七年五月廃止)によれば、国葬儀は二種類からなっていた。一つは天皇及び皇族の場合と、もう一つは国家に偉勲ある皇族又は臣民に対して、特旨により行う場合とがあった。そして、前者の場合、すなわち、無条件で国葬となるのは、天皇、太皇太后、皇太后、皇后(同第一条)と、皇太子、同妃、皇太孫、同妃及び摂政たる皇族(同第二条)に限られていたのである。このように、一般に皇室葬儀、皇族(皇族)葬儀といっても、その中には身分により、いくつもの区別(差別)がなされているということである(3)。このことから、今回の高松宮の葬儀を

もって来たるべき「Xデー」の場合を想定することが、いかに不適當であるかということが明らかになったとおもう。

以上の点を押えた上で、本題である戦後の皇族葬儀の特徴についての分析に入っていこう。戦後初の皇族葬儀であった、貞明皇后の場合は、一九五一(昭和二六)年五月十七日、午後四時一〇分、港区元赤坂の大宮御所で狭心症のため死去。六六歳であった。斂葬の儀(本葬)は六月二二日に行われた。二番目の秩父宮の場合は、一九五三(昭和二八)年一月四日、午前四時三〇分、ロク膜炎で、藤沢市鵜沼の別邸で死去。五〇歳。斂葬の儀は一月一二日に行われた。今回の三番目の高松宮の場合は、本年二月三日、午後一時一〇分、肺癌で、日赤医療センターで死去。八二歳。斂葬の儀は二月一〇日に行われた。

さて、戦後に於ける皇族葬儀の特徴を、まず葬儀の形式という側面から見てみよう。まず、貞明皇后の葬儀は新憲法下、初の事態であり、また、その死が突然のものであっただけに、どういう形で行われるべきか、政府部内でもいろいろと議論があったようである。当時の岡崎官房長官の「国葬にはならず天皇陛下が葬儀を行われるという形をとる」(A、五・一八(4)の談話や、「さきの孝宮の御婚儀のよう」(M、五・一八)という考え方が

ある一方、他方で、現行の皇室典範では天皇の大喪の礼だけを規定しているが「皇太后陛下の御葬儀を憲法第七条により天皇が行う国事々項中の一儀式とみなし、内閣の助言と承認によりなされるとすれば、旧国葬令に準拠して国葬とすることも出来るとの見方もあるが、占領下という特殊事情もあるので、政府も取扱いには特に慎重な態度をとり、さらに宮内庁と協議する(5)」「(同)」というものもあった。方針が決まったのは、死去の翌日(一八日)であったようで、官房長官、田島宮内庁長官、吉田首相が協議し、「新憲法下においては、国葬は天皇の場合だけに限られているとし

『皇太后大喪』を執り行うことになる模様である」(A、五・一九)というものである。また、「時局柄極めて質素に行いたい意向で、従来の経費の五分の一程度にとどめ、宮邸費から支出されることになろう」、そして、「天皇陛下が喪主…豊島岡墓地を葬場とし、国葬に準じて行われる」(同)というものであった。これは、「現行では、皇太后の場合は昔の様な大喪すなわち国葬の意味の大喪は行れないとの解釈から…すでに廃止されている皇室喪儀令の考え方を取入れ国葬に準じる『皇太后大喪』として行われるもので、これは先例を開くことになる」(同)というものであった。しかしながら、「大喪執行のため、大喪使総裁のほか、葬儀委員長ともいべき、大喪使長官と祭事を司るための祭官長が

おかれる」(同)と、「国葬の意味の大喪」ではないということが確認されつつも、その中身については「大喪使」を置くのかどうか、まだ流動的なものであった。そして、最終的に「大喪使」を置かず、総理大臣任命の皇太后大喪委員長、同副委員長の下で葬儀を行うことが決り発表されたのが、一九日の夕方であった。(A、五・二〇)

以上の経過から明らかなように、戦後初の皇族葬儀であった、貞明皇后の葬儀は、その一つ一つの儀式については、廃止された、皇室喪儀令に依拠しつつも、大卒のところでは、大きな改変を施した如くであった。すなわち、戦前にあっては、皇太后の葬儀は天皇の葬儀に次ぐ大喪として位置付けられ、大喪使が設置され、国葬として、位置付けられた訳であるが、この貞明皇后の葬儀は大喪使が設置されず、また国葬とは位置付けられなかったことである。さらに服喪に関しても、天皇は一年間の喪に服したが国民の一年間の服喪はなかった(6)し、死去した日を含めて四日間、及び葬儀日の「廃朝」も行われなかった。しかしながら、他方で「皇室内の儀式」ともされず、葬儀を司る皇太后大喪委員会の委員長には、田島宮内庁長官、副委員長には菅野義丸内閣官房副長官、宇佐美毅宮内庁次長が任命され、また、その費用は全て宮邸費から支出された。この費用については、六月一三日の次官会議で儀式関係の費用として、二六

年度予備費から、二九一五万円支出することに決めたが、「お墓の築造関係はいま、宮内庁と大蔵省当局が打ち合せ中だが、約三〇〇〇万円が計上されている。したがって、大喪儀一切の経費は約六千万円と見積もられているわけで、時節がら、金をかけ過ぎる、と一部の世評を気に病む宮内庁当局は『それでも非常に節約したのだ』と説明にとめている」(A、六・一六)とある。しかし、皇太后大喪の前例であった一九一四(大正三)年の昭憲皇太后の時は、当時のお金で百数十万円、この時に換算すれば約二億円になるという(M、六・一五)。憲法理念が大きく変わったことや、敗戦後の未だ経済復興のなっていない状況を考えると、たとえ、儀式に使う諸道具が戦災で焼けて、新調しなければならなかったという状況を考えても、この六千万円という金額は決して少なくないといえよう(8)。

そういった意味において、貞明皇后の葬儀は国葬ではないとされ、に大喪使が置かれず、国民の服喪や廃朝がなかったことは大きな改変であったが、葬儀委員の任命や国費の使用及びその額の多さという点で、戦後最初の皇族葬儀を「準国葬」という名の下に、事実上の国葬として実施したこと、また、廃止された皇室喪儀令に準拠するという先例を開いたことは、大きな意味を持っていたと言えよう。

次に秩父宮の場合。皇族葬儀としては二回目であった

が、戦前の皇室喪儀令のいう「皇族喪儀」としては、最初のものであり、今後の新例をひらくものとして注目された。死去した日（一月四日）の午前中田島宮内庁長官、宇佐美次長ら宮内庁首脳が、鵜沼の別邸で勢津子妃と相談、午後宮内庁で首脳部会を開き葬儀のあり方につき、協議した。その結果「御葬儀は秩父宮家の葬儀として行われる。従って、葬儀委員等は宮家が委嘱する。宮内庁としてこれに全面的な御援助をする」（A、一・五）、喪主等の問題は五日に再び相談すると、発表された。そして、翌日の勢津子妃との協議の後、夕方六時宇佐美宮内庁次長が葬儀の詳細について発表した。葬儀の形式に関わる点では、葬儀委員長が松平宮内庁式部官長で、委員は宮内庁側から五人、宮家側から三人であった。また、喪主は勢津子妃ということであった。ここで、大事な点はこの葬儀が宮家葬とされながら、葬儀委員長に宮内庁式部官長が就任し、委員も宮内庁から多数出ていることである。この点で、注目されるのは「葬儀委員長は高松宮殿下になる見込み」（T一・五夕）や「高松宮殿下が葬儀委員長となられ、秩父宮家の葬儀として」（S、一・五）、と二つの新聞が一月五日の午前中までの状況として、高松宮が葬儀委員長となる事を報じていることである。秩父宮には子供がいなかったため、普通ならば勢津子妃の後見人としての高松宮がなってもおかしくはなかつ

たし、むしろそちらの方が自然であったわけである。一月五日の午後宮内庁首脳と、勢津子妃の協議までに、この点につきかなりの紆余曲折があったことを想像させるが、結果的には先に述べた如くになった。秩父宮の葬儀は確かに後で述べる如く、例えば「民主的な葬儀」、あるいは「スポーツ葬」と言われた如く、従来の慣習を破った、新しい形の葬儀であったわけであるが、基本的なところでは、「宮家葬」として宮家が主体で、宮内庁が援助するというたい文句とは全く逆に、実質的には宮内庁が主体で、宮家が援助するという形になったのであり、そういった意味において、事実上の国家的行事とされたのである。

又、この点とも重なるが、葬儀の費用は「一般会計の予備費から七百万円を宮内庁の費用に援助する形で支出」（A、一・九〇）した。尚喪主の件であるが、先にも述べた通り、皇室喪儀令によれば「皇族喪儀」の場合の喪主は「直系卑属たる、皇族男子が班位（順序）により」つとめることになっており、また、直系卑属たる皇族男子なきときは、勅命により、定めるとなっていた。先にも述べたように、秩父宮には子供がいなかったため、誰がつとめるか一つの問題であった。結局、勢津子妃がなったのであるが、このことにつき『産業経済新聞』は「新憲法下にふさわしく、一般家庭同様」（一・五）になった、と高く評価している。

今回の高松宮の葬儀は、形式面においては、全く秩父宮の葬儀を踏襲したものである。葬儀の主体は高松宮家とされ、宮内庁が全面援助するというものであったが、葬儀委員長は安部勲、宮内庁式部官長が就任し、費用も一般会計の予備費から計一億円が支出されて⁽¹⁰⁾、事実上の国家的行事とされた。また、喪主は高松宮の場合も子供がいなかったので、秩父宮の時の例にならって喜久子妃がつとめた。

次に、戦後皇族葬儀の二番目の特徴として、埋葬儀礼に係わる点を見てみよう。この点については、貞明皇后の場合には大きな変化は見られない。戦前の規定(皇室陵墓令)どおりに、武蔵陵墓地の大正天皇(多摩陵)の東隣に、陵形は上田下方型、兆域は一八〇〇平方米で造られ、「多摩東陵」と命名された。また、いわゆる土葬であった。この点で、大きな変化を加えたのが、秩父宮の場合であった。墓所は豊島岡墓地で、墓の形は上田下方であったが、「御遺志」により、皇族のものとしては異例の「比翼塚」として造られた⁽¹¹⁾。しかしながら、なによりも注目されるのは、明治以降の皇族としては初めて火葬を行ったことである。天皇に限って見た場合、日本で最初に火葬を行ったのは持統天皇であったといわれており。その後仏教思想の定着や、また天皇権力の衰微と共にこの方法が定着していき、これと共に陵墓の形も「墳丘式」から、「堂塔式」に変わって

いく。これが再び土葬に戻りはじめるのは近世の初期、一六五四(承応三年)の後光明天皇からで、そして、幕末の孝明天皇の時に尊皇思想、神道思想の興隆を背景に仏教的色彩はほぼ断ち切れ、土葬とともに「墳丘式」が復活する。

これが、維新以降受継がれ、一九二六年の皇室喪儀令や皇室陵墓令に定式化されるのであった。こうして⁽¹²⁾見た場合、秩父宮の火葬は「皇族としては百九代明正天皇(約三百年前)以来初めてのこと」(M、一・六)であり、かなり重大な変更であったと言える。こうした⁽¹³⁾、変更がどのような理由によっておこなわれたのか、また、この過程でどのような議論がかわされたのかは、はっきりしない。はっきりしているのは、秩父宮の「御遺言」に「火葬にすること」とあったことだけである。そして、これは、「御遺言」の「火葬にすること」のあとの「葬儀は、若し許されるならば、如何なる宗教の形式にもならないものとしたい」という件に係る、つまり皇室の神道儀式一辺倒を修正する意図をもって行われた⁽¹⁴⁾のか、あるいはまた「宮様の御遺体がこれまでの慣例を破って、土葬にされず火葬にされることになったのも、この解剖が一つの理由」(A、一・八)とあるように、これまた、異例のこととして行われた、秩父宮の遺体の解剖の問題が、一つの要因として絡んでいたのかも知れない。極秘に行われた遺体の解剖の事実が明らかになっ

たのは、死後、三日目の一月七日のことであったが、実際に行われたのは死去翌日の五日の夜一〇時から一二時のことであった。そして、これも、「御遺言」の「何も我民族の為になることもせず、引いては世界人類の為にも役にたたなかった此の身体の最後を少しでも意義あらしめる為に、勢津子さへ反対―敢えて我慢が出来るならばと云ひたいところだが―しないならば『解剖にしてもらひ度い(15)』」によつたものであった。遺書が発見されたのは四日の午後、そして遺体の火葬の事が発表されたのが、五日の夕方の六時半である。こうしたことから、たしかに遺体の解剖と火葬の件が、先に述べた喪主や葬儀委員長他、葬儀の詳細を決定した、五日の午後の鵜沼の秩父宮邸で行われた、田島宮内庁長官、宇佐美次長らと勢津子妃らとの会談で話し合われたことは事実であろうが、この二つの問題が絡んでいたかどうかは即断できない。いずれにしても、秩父宮が火葬を希望した意図、及びそれに決定される過程での議論はなかなか重要な問題をはらんでいるように思う。

今回の高松宮の葬儀の場合は、この秩父宮の時とは「異例」としておこなわれた、「比翼塚」の造営、遺体の解剖、火葬といった事柄がそのまま受け継がれた。したがってまた、逆にこれらの事柄が特別に大きく取沙汰される事もなかったようである。

戦後皇族葬儀の第三番目の特徴は儀式の「舞台装置」に関わる点である。今回の高松宮の葬儀にあたって、棺を運ぶ車に何を利用するかが、一つの議論になったそうである。「『ご霊車』は自動車に決まったが、これもすんなり決まったわけではなかった。大正天皇は牛車、秩父宮は馬車、結局、交通渋滞で迷惑をかけられないと自動車に落着いた。しかし、それも借上げの霊柩車にするか、天皇陛下の寝台付のご料車(お車)を拝借するかと、どたん場まで迷い、宮邸から葬場まではご料車、葬場から落合火葬場までは霊柩車と決まるまでに六日間もかかった」(A、二一・七)。「ご霊車」一つを決めるのに六日間もかかったというのである。どうして、という疑問が起こるところであるが、しかしこれは実は大事な問題なのである。皇室の葬儀は、ただ行えば良いというものではない。このことは、特に近代以降に重要視されるのであるが、皇室の葬儀は、国民の中に皇室に対する、特別な感情を植えつける大事な機会、絶好の機会として位置付けられていたからである(16)。そして、新聞やラジオやテレビといった、マスコミの発達により幾分事情は変わってくるのであるが、それにしても、皇居や宮邸から葬場までの葬列こそ、幾十もの儀式の中で一般の国民が直接参加出来る唯一の機会であったからである。したがって、この葬列には、先に述べた如く国民の中に皇室に対す

る特別な感情を植えつけるべく、最大限の工夫、「舞台装置」

が考えられ、演出されたのである。戦前の天皇の葬列の場

合、一〇〇万を越える国民が(大正天皇の時は三〇〇万人以

上)、沿道にひざまずくなか、延々数キロメートル(同、六キ

ロメートル)にもおよぶ葬列が、ゆつくりと(同、一分間に八

三步五〇メートル)長い時間(同、二時間半)をかけて、さな

がら王朝絵巻を見るごとく進んでいくのである。さて、そ

の場合の演出の大事なポイントの一つが「ご霊車」の問題

であった。大正天皇の場合、牛車であったが、これは、単

に伝統的なものに止まらない意味があった。まず葬列がゆ

つくりと進むために不可欠の要件であった。この点は沿道

にひざまずく国民へのアピールというだけではなく、そも

そも、これもそのアピールの問題にも絡むのであるが、牛

車に引かれた、柩の前後左右に、文武の高官、陸海の儀杖

兵等が徒歩でお供をするためにも必要であった(17)。又、柩を

引くものが、牛や馬、生き物であるということは、それが

もっているいつかは滅びるものであるという属性から生れ

る、哀れさを醸し出すものであり、そのゆえに葬儀の雰囲気

気を倍化させるものであった。さらに、この哀れさ、悲し

みの感情を増幅させる装置としては、牛車が引く霊車(大喪

の場合には轎車と言われた)の車の部分には「七種の哀音」

をだす装置が施されていたのである。こうしてみた場合、

高松宮の「ご霊車」を何にするのかは、やはり重大な問題
であったのである(18)。

さて、今回の高松宮の「ご霊車」が自動車になったこと

をふくめて、戦後の皇族葬儀において、葬列にどのような

変更が加えられたのだろうか。まず、貞明皇后の葬列にお

いては、「七種の哀音」を出す轎車は使われず、またその霊

車を引いたのは牛ではなく、馬(四頭だての馬車)であった。

したがって、そのスピードも「一〇分間に二百メートル」(T、

六・二三)と、わりに速いものであった。さらに、葬列は「六

台の馬車を一人騎の騎馬が護衛」(T、六一・九)という、

大喪にしては極めて短い葬列であった。こうしたことは、

例えば「七種の哀音」を出す轎車の新調は「費用も時間も

かかるのでやめにされた」(M、六・一五)とあるように、

先に見た如く、大喪費が昭憲皇太后の時にくらべれば三分

の一にも満たなかった、というところからきているわけで

あるが、それとともに、戦後直後の「皇室制度の民主化」の

名の下に行われた、皇室経済の整理や宮内省の機構改革・縮

小の影響が根本的には横たわっていた(19)。この点で『毎日新

聞』(六・一五)は興味深い記事を載せている。「皇居厩舎に

は馬車などをひく挽馬だけでも戦前は百頭からあったが、

現在はたった八頭しかなく斂葬当日大宮御所から豊島岡

まで、一四頭、東浅川駅から陵所まで、四頭が必要なので

下総牧場から六頭、府中の東京競馬場から二頭、馬事公苑から二頭、計一〇頭借りることになった。しかも借りる馬が皇居厩舎にくるのは一六日でぎりぎりまで延ばして、一頭につき日約三百円の飼料を節約しようというわけ」というものである。戦後改革が諸儀式の挙行に与えた影響というものを象徴的に物語っているようである。

秩父宮の場合は、二頭だての霊柩馬車で、葬列は四台の馬車と七騎の馬であった。その馬車は貞明皇后の葬儀の時に使ったものである（Y、一・五）。そして、今回の高松宮の場合は先に述べたように霊車に初めて自動車が使われた。

車列は九台²⁰でその前後左右に「白バイが三台、サイドカーが五台」（S、二・八）ついた。速さは一般道路で時速二〇キロメートル、高速道路では時速四〇キロメートルであった。秩父宮の場合と比較しても、自動車の使用、高速道路の利用、またスピードの点等において、葬列の持つ意味合いは大きく減退させられたことは事実であろう。

この「舞台装置」という点では、貞明皇后の葬儀のときに霊車の問題とともに、別の問題が大きな改変を受けていた。先にも指摘した如く、戦前の規定では皇太子妃以上の皇族の葬儀は夜に行うと定められていた。しかしながら、貞明皇后の場合の葬儀は昼間に行われたのである。このことも、一見、何でもないように思われるが、右に述べたよ

うな葬儀のもつ演出という問題を考えるならば、大変重大な問題なのである。夜、漆黒の帳というものは、もうそれだけで百の演出に勝る立派な「舞台装置」である。闇はその中にいる者に原始の感情を呼び覚ます。そしてその漆黒の帳の中を、電灯ではなく、絶えずその色彩と照度を変化させ、また照らし出す対象に深い陰影を与える「かがり火」の中を、先に紹介したような葬列が進むという演出が不可能になったからである。

このように、戦後の皇族葬儀は、葬列そのものや、その実施時間等において、大きな改変を受け、儀式の持つ効果を大幅に減じなければならなかったのである。次に紹介する一文は、以上に指摘した、戦後の皇族葬儀の「舞台装置」の変化、及びそのもつ意味をよく掴んでいるものである。筆者はかつて大正天皇の大喪の葬列をラジオで全国に実況中継したアナウンサーであるが、貞明皇后の葬儀を見た感想をある新聞に次のように寄せている。

「空には断雲がしきりに去来している。青山御所の方をみると、清掃された電車通へまるではじき出されたようにひよっこり御葬列が現れてくる。霊柩馬車は力なくよたよたと走ってくる。何んという素朴な簡素な御行列であろう。……大正天皇の時には、真冬の夜半で、ここらは薄白い残雪に凍っている。あの、街角から軍楽の音が厳かに流れてきた。やがて炬火

と菊燈のほかに明暗するなかを、仕入や内舎人の捧持する眞榼、幡の列が平安時代の絵巻そのままの姿で動いてくる。靈柩も『源氏物語』のなかからぬけ出てきたような雅びな牛車であった。キュンキューンと七種の哀音を軌ませながら幻影のように練ってくる。……無慮三キロに及ぶ大礼服の金ピカ勲章の列また列。それにひきかえ今日の御葬列のあつけなさ。白日の光のなかにムキ出しにされた黒一色。御通過もアツという間である。もとより御列を荘厳する何ものもなく、軍樂の響きも聞こえてこなければ『君が代』のラッパのひとつひびかない。昔は御列の過半を占めたあの儀仗兵の剣光帽影が全く姿を消しているのはわれわれ老骨には何んとしても素漠たる感じである。敗戦後の無腰日本の哀傷と空白感を集めて御行列はみるみるフィルムのようにさっさと遠ざかっていく。回顧すると僅か十六歳にして入内された皇后の数奇を極めた五十年の雲上の御生涯の果てに、帝国崩壊の現実を身をもって体験されたのは皇后の世にも悲しき御宿命であった。銃剣と大砲によって支えられていた尊厳や粉飾は、今日のおん葬列には片影すらもどめていなかった。平林たい子氏が書いていたように、前日本史的な皇后の「婦徳」の崩壊であるとともに、中世紀的な権力の偽装と矛盾にみちた宮廷生活そのものも実にあっけなく終焉を告げたのである。……新しき墓に咽ぶ今宵の陰雨は旧日本の悲愁を歌うエレジイとも聞きなされるであろう。」(S六・一三二(21))

貞明皇后の葬儀を見た国民が、文章の後半の「回顧すれ

ば……」というように認識したかどうかは別にして、前半部分の戦前の葬儀と比較しての印象は多くの人に共通のものであったのではないか。

以上、戦後の皇族葬儀における、「舞台装置」にかかわる変化を見てきたわけであるが、貞明皇后の葬儀にはつきり露呈されたように、「皇室の民主化」や軍事機構の解体といった、戦前と戦後の国家体制のそれなりの変換が、また高松宮の霊車に自動車を採用した理由として、「交通渋滞」があげられていたように、社会の「近代化」・「工業化」といったものが、「舞台装置」、儀式の演出という点において大きな影響を与えていることを知るのである。もちろん、国民が葬儀に参加できる唯一の機会であった、葬列における演出効果が減じられても、そのかわりに間接的ではあるが、テレビをはじめマスコミの発達により、葬儀の全ての儀式に、その「秘儀」でさえも、何百倍もの多くの国民が関わることが出来るようになった、という側面も見落としてはならないのであるが。

(1) 大行天皇とは、天皇の死去後、追号が決まるまでの尊称。

(2) 皇室とは天皇と皇族の全体を表す概念である。したがっ

て、以下において「大喪儀」と区別された「皇族喪儀」の場

合には「」使用し、天皇の葬儀と区別した皇族の葬儀は皇

族葬儀と「」を付けないで使用する。

(3) 一九二六年一〇月に公布された、「皇室喪儀令」、「皇室陵墓令」、等の関連皇室令や「国葬令」については、『官報号外』

(一九二六年一〇月二二日)参照。尚、井原頼明『皇室事典』

(昭和十三年、富山房、同一七年増補版、同五四年増補版再

版)は、原文は収録していないが、詳細な解説があり、便利で

ある。また、植木直一郎『皇室の制度興産』(大正三年二月、

川流堂、昭和六一年一〇月覆刻、第一書房)には、「皇室服喪

令」と「皇室服喪規定」が収録されている。

(4) 以下、新聞資料からの引用については、『朝日新聞』につい

てはA、『毎日新聞』についてはM、『讀賣新聞』については

Y、『産業経済新聞』についてはS、『東京新聞』(夕刊)につ

いてはTと略称する。また、貞明皇后に関する記事は特記し

ない限り、一九五一年、秩父宮に関する記事は同じく一九五

三年、高松宮に関する記事は一九八二年であるので、年は省

略した。なお、一九五一年、一九五三年の新聞は『朝日新聞』

は縮刷版、『毎日新聞』・『読売新聞』(以上いずれも東京版)・

『東京新聞』については、国会図書館のマイクロ・フィルム

から、『産業経済新聞』(東京版)は、同館所蔵のものである。

(5) 尚、「民主党」は一九日午後の最高委員会で葬儀を国葬と

するように決め政府側と話合うことを決定している(A、五・

二〇)。

(6) 村上重良編『皇室辞典』(昭和五五年七月、東京堂出版)一

五五頁、「大喪」の項参照。

(7) 大正天皇の大喪には大喪使総裁に閑院宮載仁親王、同長官

宮内大臣一木喜徳郎、同次官内閣書記官長塚本清治、同次官
宮内次官関谷貞三郎となっており、大喪使総裁を除けば、こ
の、委員長宮内庁長官、副に内閣官房副長官、宮内庁次長と
いう配置はそれをならつたものであろう。

(8) 早川卓郎編『貞明皇后』(大日本蚕糸會、昭和二六年一二
月)には、「用度品の大部分を新調しなければならず、昭憲皇
太后の御大喪費のほとんど三分の一にすぎない」(二二〇頁)
とある。

(9) この、七〇〇万円という金額は、現在に換算すると一億四
千万にあたるという(Y、一九八七・二・四夕)。

(10) この約一億円という内訳は以下の通りである。まず、二月
六日の閣議で葬儀と墓の建設費として、六一年度一般会計の
予備費から、五六八二万九千円を支出することに決めた。墓
の本格的築造は五〇日祭以降になるので、この段階の墓の建
設費はその一部の八〇〇万円であり、葬場の設備、資材など
が二千万円、そして、残りは人件費等であった(A、二一・六
夕)。そして、五月二九日の閣議で墓の本格的築造費として、
六二年度一般会計の予備費から四四三七万九千円を支出する
ことを決めた(A、五・二九夕)。この二つを合せて約一億円
としたのである。

(11) 親の墓の場合、皇室陵墓令では墓形については、特別の規
定はない。兆域については親王の場合二〇〇㎡以内と定めら
れていた。したがって、「比翼塚」は慣例として見た場合、
「異例」ということになるのである。又、「比翼塚」の面積

は約四〇〇㎡であるがこれは、二人分ということで、戦前の規定にそったものということができる。尚、『毎日新聞』一月九日にはこの、設計図が載っている。

(12) 『皇室辞典』村上前掲書、二三七頁、「陵墓」の項、参照。

(13) 尚、火葬にあたっては、墓地埋葬法によりその死亡を市町村長に届出、許可証が必要とされているが、皇族の場合には戸籍は市町村にはなく、皇統譜に記載されているので届出るわけにはいかず、結局、墓地埋葬法の適用外とされた(M、一二夕)

(14) 遺体解剖について述べた後に続く、この件をそのまま引用すれば以下の如くである。「墓地もないことだし、勢津子と二人だけのことから、出来るだけ簡素に総べてをしたい。

(中略)『火葬にすること』。葬儀は、若し許されるならば、如何なる宗教の形式にもならないものとしたい。僕は、神—此の字で表現することの適否は別として宇宙に人間の説明し能はない力の存在を認めないわけにいかぬ—を否定しない。

然し現代の宗教に就いて一としてこれと云ふものはない。現在の宗教は何れも平和をもたらずものとは云へない。相互に排他的であり、勢力拡張の為には手段を選ばない傾向さへある。(以下略)」。前後が略されているので、意味が正確に掴みにくいのである。ただ、そのあとの「妃殿下御直話」には「『いかなる宗教の形式にもならないもの』とある御遺言の趣旨に副って、宮内庁伝来の神式によりましたが、司式は御縁故者によって行われました」と、宗教の形式と火葬の問題は

結びつけられていない。(秩父宮家『雍仁親王実記』、吉川弘文館、昭和四七年一〇月、八二二―三頁)。又、諸新聞は「諸式は庶民的にとおっしゃっていた遺志をくみ」(Y、一・六)と、この火葬の実施を「庶民性」、「民主的」な表れと位置づけられている。

(15) 前掲『雍仁親王実記』八二二頁。

(16) 即位礼や大喪儀が国民統合に持つ意味については拙稿「近代天皇制国家と祝祭」(『日本文化—その自覚のための試論』、神奈川新聞社、一九八四年)、「天皇と国民統合」(『講座日本史一三』、東京大学出版会、一九八五)、「天皇の代替わりと国民統合」(『日本の科学者』二二巻九号、一九八六年九月)等参照。

(17) 先に、大正天皇の葬列が六kmに及んだと指摘したが、それは「一般葬送を差許された列外鹵簿の文武官三千余名；陸軍部隊約二千余名；海軍部隊約一千名」を含んだのである(前掲、井原頼明『皇室事典』二五二―二頁)。なお、来たるべき「Xデー」の時は自衛隊の参加が問題として出てくるであらう。

(18) もちろん、この他に「治安」上の問題があったことはいうまでもなからう。

(19) これについては、高橋紘『象徴天皇』(岩波新書、一九八七年)の六二―四頁参照。これによれば皇室財産の整理については、皇室財産総額約三七億五千万円と認定され、一九四七年三月までに約三三億四千万円が財産税として国庫に納入さ

れた。また、宮内省の機構改革により終戦時の職員六千余人が四九年六月(宮内庁と改称)には、千人を割った。

(20)九台といっても、その中には前駆車、後駆車、宮内庁予備車、警察予備車の四台が入っていたので実質は五台である

(M、二・九)。秩父宮の時より一台多いわけであるが、その時は葬儀委員長と司祭長が一台の馬車に同乗していたからである。

(21)「永遠の御幸」長田幹彦。

II 国民統合と国民の意識

さて、今回の葬儀にあたり、「はじめに」で指摘したように、二月五日の事務次官会議での申合わせ事項をもとに、内閣官房長官が各省庁に「弔旗」掲揚の通達を出したことが、一つの問題としてあった。この通達の内容は、イ、各省庁においては、弔旗を掲揚すること。大正元年閣令第一号に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗の慣例のあるところでは、それにしたがってもよい。ロ、各省庁は前項と同様の方法で哀悼の意を表するよう、各公署等に対し、協力方を要請する、というようなものであった。これにしたがい、文部省においても、二月六日に文部事務次官名の通知を各

都道府県教育委員会に出して、各学校で問題となったものである。

この通知については、はたして一皇族の死去に対して、公権力がこのような通知を出して、間接的ながら全国民に哀悼の意を表明させることが、どうなのか、また、特に通達の中の閣令第一号とは、明治天皇の死去に際して出されたものであり、大正天皇の死去にあっても適用されたものであるが、戦前のように天皇が主権者として位置づけられていた時代の法令を今日において、準拠出来るのか等の問題がある。因みに、閣令第二号というものがあって、それは全国民に外出の際の喪章着用を指示するものであった。しかしながら、ここではこの問題の是非を論じようとするのではない。ここで明らかにしたいのは、戦後の皇族葬儀において、この種の問題つまり、国民統合の問題がどのように出されてきたかということである。

まず、秩父宮の葬儀の場合を見てみよう。秩父宮の場合には、一九五八年一月八日に今回と同じ様に事務次官会議で各官庁で弔旗を掲げるよう申し合せた(A、一・九)。しかしながら、この申し合せにもとづく各官公署への通達は、今回の高松宮の場合よりも徹底されたようである。「都でもこの趣旨で都庁、各事業所、都電、都バスなどに弔旗を掲げることに決めた。各区役所、市町村役場もこれになら

う予定で、郡でも一般都民も出来るだけ黒布をつけた国旗を掲揚してくれるように言っている」(A、一・九)。又、都議会は九日の各党幹事長会で弔詞を出すことを決議している(A、一・一〇)。

貞明皇后の場合はどうであったであろうか。死去当日の岡崎官房長官の「国民も喪に服することを希望したい」(M、五・一八)、「国民ひとしく喪に服するよう望みたい。…この間(葬儀まで)筆者)歌舞音曲はつつしんでもらいたいと望む」(Y、五・一八)の談話や、葬儀当日は政府は「大げさな行事は避けたい意向で」(S、五・一八)、「官公庁、学校を休みとするかどうかは、まだ決めていないが、政府は国民が自発的に弔意を表するよう望んでいる」(S、五・一九)と、当初はまだ、自発的な動きを期待するものであった。しかしながら葬儀を前にした、六月一二日、政府は閣議で官庁の行事を次のように決めた。「①、弔旗を掲げる。②、天皇御拝礼の時刻に祈念する。③、公の行事、儀式のほか、歌舞音曲の伴う行事は差控える。④、午後は休務とする」(A、六・一二)というものである。この変化は先に指摘した如く、葬儀の形式をどのようにするか決まらなかった段階から、「皇太后大喪」という名の事実上の国葬とする事を決めたことに対応するものであった。また、これを受けて都教育委員会は一五日、葬儀当日、学校や家庭に弔意を表す

るよう各区長、学校長に通達したが、これについて、新聞は「御喪儀当日の心得」という見出しの下に次のように伝えている。「①、弔旗は旗の玉を黒布で覆うだけでもよいから、つとめて掲揚すること。旗は、門内から見て右側に掲げる。②、天皇礼拝時刻の午前一〇時二〇分に黙とうする。③、お祭りなど公の行事、儀式その他歌舞音曲を伴う行事は控える。④、公立小、中学校、高校は授業を午前中で打切る」(A、六・一六)。また、都議会はこれより前。

五月一五日に都知事名の「奉悼文」を決議している(A、五・二〇)。

以上、今回の「弔旗掲揚」の通達に関わる問題に絞って戦後の皇族葬儀を見てきたわけだが、この意味を考えるために、戦前の場合はどうであったのかを簡単にみておこう。例えば、大正天皇の死去の場合を考えてみると、先に指摘したように、閣令第一号や第二号によって、全国民は弔旗を掲げ、喪章を着用すること(大喪の第一期四〇日間)が義務づけられたし、さらに、死去当日を含めた六日間、それに、葬儀の二日間は「廢朝」期間として、特に歌舞音曲の停止がもとめられた。さらに、葬儀の二日間は官庁学校は休業、そして各団体ごとに哀悼式が挙行され、全国民を代表して首相が弔詞を述べる時刻(一九二七年二月七日午後一一時)と多摩陵での埋葬の儀式が終了する時刻(二月八日午前六

時)は「忘るな遙拝時刻」と、全国民に東京に向かつての拝礼が求められたものだった(1)。また、各市町村はそれぞれ「心得」をだして、徹底を図った。例えば、横浜市が出した「一般市民の心得」というものは、次のようなものであった。

「①二月七日、八日の御大喪儀当日は市民一般必ず喪章を付け各戸に弔旗を掲揚し特に謹慎の意を表すると共に厳粛を旨とすべきこと。②当日横浜公園内に左記の時間内遙拝所を設け遙拝者名簿を備付くべきにつき、拝礼者署名せられたきこと。(左記、略筆者)③遙拝所へ参向せざる者は午後十一時(葬場殿に於ける諸員一同拝礼時刻)各自同方向へ向かひ遙拝して敬悼の意を表すること。④又、前記拝礼時刻には電車、自動車其の他の乗物は一斉に一分間停車して敬意を表すること(2)」。まさに、戦前においては、皇室の葬儀は当然のことながら、国民統合の絶好の機会として利用されていたのである。

この点をおさえた上で、戦後の皇族葬儀の場合を見てみると、まず第一に戦後初の皇族葬儀として行われた、貞明皇后の葬儀にあたっての、先に紹介した閣議決定や都教育委員会会の通達は、喪章の着用等、細かい点の相違はあるが、ほぼ戦前の大喪にあたってだされたものをほぼ踏襲したものといえよう。第二に貞明皇后と秩父・高松両宮の場合の違いである。まず、前者の場合は閣議決定という形をとつ

ているが、後者の場合には次官会議の申し合せという形をとっている。そして、その中身も後者の場合には、弔旗の掲揚だけである。これらの違いは、「大喪儀」と一般の「皇族喪儀」のランクの違いを踏襲したものであろう。第三に秩父宮と高松宮の場合、次官通達という形式においても、「弔旗掲揚」という内容においても、全く同じといってもよいものだが、その通達の浸透度、受止められ方という点では、例えば都の対応に見られるごとく、自治体レベルの対応にはかなりの差があるように思う。この点は、次に分析する問題とも重なってくる。

さて、今回の高松宮の葬儀に関して、その「庶民性」が強調され、多くの一般庶民がその死去を悼んだ事が強調された。死去翌日の弔問については「午前八時過ぎから正午までに約三〇〇人の弔問者が訪れた。人柄を反映して、町内やボランティア関係者らが目立った」(A、一一・四夕)や、特に一〇日の葬儀の時には「お名残惜しむ市民／町内会の人達や園児／静かに手合す」の写真入り、大見だしの下で「宮邸の前の通りにはこの朝八時頃から喪服やふだん着姿の近所の人達が集り始め、午前九時過ぎには千人余りが沿道を埋めた。近くの松が丘町内会の一五〇人、制服姿の幼稚園児約五〇人」(A、一一・一〇夕)が集まったと報道、また各紙とも多くの「庶民」の高松宮の死去を悼む記事を

のせている。さらに、当日の高松宮邸から豊島岡葬場までの葬列を見送った人々は警視庁調べで約一二、〇〇〇人(Y)、二・一〇夕)、また「一般告別式」についても、「墓地前」不忍通りには、午前八時過ぎから市民が集り、午前一一時半から始まった一般拝礼のときまでに、約三、五〇〇人に達した」(A、二・一〇夕)、
「一般告別式の拝礼は一〇日午後二時半まで受け付けられたが、宮内庁調べの拝礼者総数は約「四、五〇〇人であった」(A、二・一一)。そして、一四、五の両日豊島岡墓地で一般参拝が受け付けられたが一四日が一四七人、一五日の日曜日が一二、六四一人、計一七、七八九人(宮内庁調べ、A、二・一六)であったそうである。
皇族に限らず、一般に新聞に載るような「有名人」が死去した時は、たいいてい美辞麗句で飾られるものである。問題はどの側面でそれが強調されるかであり、そうして見た場合、高松宮の場合はなんといっても、戦争に反対した「平和主義者」であり、また、「民主的」、「庶民的」ということであった。また、いくつかの儀式的場面に参加した人達の数をあげたが、これらの数字をどう読むかという問題もある。 「関心のある人」は、こういう数字に危機感を讀みとった人も多いようである。 こうした点を確定するため、戦後のあと二つの皇族葬儀を見てみよう。

まず、今回の高松宮とランク的には同じ、三四年前に行

われた秩父宮の葬儀の場合を見てみよう。 秩父宮の場合には、「スポーツの宮様」、「山の宮様」という愛称で知られる如く、自らスキーや登山、ボート等を嗜み、また、一九二三(大正二二)年の極東オリンピック大会(大阪)の総裁や、戦前の国家的な総合体育大会であった明治神宮体育大会の総裁を務め⁽³⁾、さらに、一九三二年のロスアンゼルス、オリンピック大会(第一〇回)、ベルリン大会(第一一回)、ヘルシンキ大会(第二一回、東京→ヘルシンキ、中止)に参加の日本選手団に日章旗を下賜する(M、一・一二夕)等、第一次世界大戦後における、日本のアマチュア・スポーツの振興に多大な「貢献」をなした⁽⁴⁾。 また、一九二八年の結婚が、皇族(直宮)としては破天荒な「平民出身者」(駐米大使松平恒雄の娘、節子)との結婚であり、また、「朝敵・逆臣」(松平容保)の孫との結婚であったとして、さらには、海を越えた、アメリカでの恋愛結婚であったとして、「ロマンズの宮様」という愛称で親しまれ、特に当時の若い青年男女に絶大な人気を持っていた⁽⁵⁾。 そうしたことで、その死にあたっては秩父宮の「平民的性格」、「民主的性格」が強調された。 又、先に指摘したように、その葬儀は「スポーツ葬」と言われた如くトネリ役(柩を運ぶ人)を全て、スポーツ関係者が務めただけでなく、「九日東京に遺体到着の際には各団体から一〇名計三百名がお迎えする」、「豊

島岡葬儀には体協傘下の三〇団体が団旗を掲げ、全国から
：代表九百名が列らぶことになった。葬場参列者としてラ
クビー三百名、陸上三百名、ほかに各団体から代表二〇名
ずつ計六百名列らび、場外御門前の行列中に学生三百名を
配置する」(A、一・八)と、たくさんのスポーツ関係者が
参加して、従来の皇族葬儀のイメージを一変させた。

しかしながらより重要なことは、こうしたスポーツ関係
者の参加のみならず、一般国民のこの葬儀への関与・関心
は、高松宮の場合よりはるかに強かったようである。秩父
宮は神奈川県藤沢市鵜沼の別邸で死去したために、いった
ん自動車で遺体を鵜沼から東京に移して、葬儀を行ったわ
けであるが、この様子について、新聞は「悲しみの御入京
／沿道にお別れの人波」の見出しの下、次のように述べて
いる。まず、藤沢の鵜沼別邸前の様子について。「一〇時
三十分霊車はしわぶき一つない静けさのうちに出発した。

御見送りには藤沢全市民の哀悼がささげられ、藤沢高校生
をはじめ高、中・小学生児童約三千名が御門から東海道口
までに延べ二キロにわたって並んでいた。スポーツ関係者
がエビ茶色の団旗を低く垂れている。霊車はこの中を静か
に進み、家々には弔旗が悲しく垂れ下がっていた」。次に東
海道の様子。「東海道は雲一つなく晴れ渡っていたが、霊車
を拝む人ガキは悲しみに満ちていた。警察官、消防団、児

童らがきちんと整列、再敬礼の列が後から後へと波のよう
に伝わっていった。戸塚では通過の合図に寺の鐘がショウ
ジョウと打ち鳴らされ、田畑に働く農夫たちははちまきを
とり、スキ、クワの手をやすめる。丁寧に手を合せ、ジュ
ズをつまぐる老婆、ムシロにすわっている老人、オーバー、
帽子をとる人、いずれも黙とうをささげている。人波は東
京に近づくにしたがってふえていく、すべてのトラック電
車が停車して哀悼の意をささげていた」(A、一・九夕)。

「特別な交通制限はやらぬとあつても御列に行きかうバス
からは乗客が全員降りたつて見送る、東海道を通るトラッ
クはズラリ停車して、列をなしつつ目送する」(Y、一・九
夕)。そして、東京着の様子、「御遺体はからりと晴れた午
後零時二五分東京都千代田区三番町の御安置所(宮内庁分
室)へお着きになった。この日朝八時頃からお迎えの人の
列がつづき」(A、一・九夕)、「九段小百名、永田小二百名、
九段高校二百名、大妻学院二千六百名などがぎつしり居並
んでいる」(M、一・九夕)といった如きものである。寺々の
鐘の音や、トラック、電車の停車さらに公立の学校を含
めた多数の学校生徒の動員等、まさに、戦前この種の儀式
における様子を髣髴とさせるものがある。

また、一二日の葬儀の模様については、「この朝、：宮内
庁分室付近に早くから雨をいつて中、女学生、小学生らお

見送りの団体が整列した」(M一・一二夕)、「雨にもめげずに殿下を御見送りした都民の数は沿道で一〇万人(警視庁調べ)」(Y、一・一二夕)。また一般告別式の様子については次のように書いてある。「一一時の予定を繰上げ一〇時五〇分から一般告別式にいきり、五千余りの人々がなだれるように葬場に入った。とくにこれまで、皇族葬儀では御遺体をお移した後の写真への『あと拝』であったのに、今度は御遺体への拝礼であるだけに、故宮様へのあふれる親近感を見せ一般拝礼者の列は流れて尽きなかった」(A、一・一二夕)、「正午早くも二万七千人を突破(皇宮警察調べ)」(Y、一・一二夕)したので一旦打ち切り、それでも「参拝者が後を絶たないので、式場正面に御写真をかかげて、一時から二時まで特別に参拝者を入れるという措置までとられた」(同)。この日一月二日(月)は氷雨で大寒寒い日であった。従って、葬場の儀や一般告別式の拝礼も特にオーバー着用のまま行うことにした程であった。それにもかかわらず、一般の拝礼者が一時間余りで二万七千人にも達し、途中で打切らねばならなかった程だったのである。さきに述べた高松宮の場合(二月一〇日、火)は、異例の陽気にみまわれたにもかかわらず、沿道の見送りは約一万人で秩父宮の一〇分の一、また、一般告別式は、午前、午後と各一時間ずつ計二時間もうけたにもかかわらず、三分の

一(実際は六分の一)の八千人しか集まらなかったことや、都内の人口比(約二倍)を考えると、その差は歴然たるものである。なお、墓地への一般の参拝は、一四〇七日の三日間、午前九時から午後三時までの時間帯で実施されたが、全体の数はわからない。ただ、初日の午後一時までに五千人を越えたことが報道されている(A、一・一四夕)。

さて、最後に、高松宮、秩父宮と皇族内のランクは異なるが、戦後初の皇族葬儀であった、貞明皇后の場合を見てみよう。この時期(五一年五〇六月)の新聞の紙面は二ないし四面しかなく、夕刊もなかったため、スペースがかぎられており、あまり詳しく見ることが出来ないが、それでも高松宮の場合は勿論、いま見た秩父宮の場合よりも、もつと戦前のこの種の儀式の様相を呈している事を見ることが出来る。貞明皇后の場合は、「貞節の徳が高く、二五年間大正天皇が生きておられるようにお仕えになったこと」(A、六・九)、また、「平民的な陛下」(S、五・一八)で、蚕業の奨励や、救済事業に献身し、全燈台守にラジオ受信機を贈るなど常に恵まれない境遇の人達に「御慈愛」を注がれたこと、また「勝ち負けを越えて一日も早く平和の訪れることを祈念した」、「平和主義者」(M、六・二二社説)、総じて「国民のおばあさま」(M、五・一八)として位置づけられたが、その死去後の事態は次のようなものであった。

「ラジオのニュースをきいて、早速かけつけたという人が濡れた御所前の道路に座って御冥福を祈る姿」(A、五・一八)。「ボーイ・スカウト東京都連盟では、二〇日午後一時半過ぎから、皇居前広場で、皇太后陛下の死去を悼む式をおこなった。七五隊のスカウト約五百名が、大宮御所の方向に向かつて、…皇太后陛下がボーイ・スカウト運動に御理解と御援助を与えられた御高德をしのんで：一〇分間の黙祷を捧げた」(A、五・二二)。「貞明皇后の御葬儀を前にボーイ・スカウト都連盟が街頭で服喪運動をはじめた。一つ十円の黒いリボンの喪章を通行く人に呼びかけ、その収益を、貞明皇后遺徳をしのぶライ療養所と、「鉱山病」ともいわれる、ケイ肺病院に寄附しようという趣旨」(A、六・二〇)。御所前にぬかずく姿、皇居前での拝礼、喪章の着用運動、これらは全て戦前の「大喪儀」の、ミニチュア版であった。

さらに、葬儀の前に、「警視庁と国警都本部では二二日の大喪儀当日の団体奉送者について、…事前申込みを受け」(下、六・三二)、官庁、学校、公共団体、宗教団体等の「団体奉送の場所指定」を行った。また「①団体奉送者は、鹵簿御通過の一時前までに指定の場所に四列ないし六列横隊で集合する。②団体には必ず引率者と適当数の補助者をつけて統制をはかり、引率者、補助者は団体名を表示した

腕章をつける」等、六項目の「奉送者の心得」(M、六・二〇)を発表した。こうした「場所指定」や「心得」の発表も戦前の「大喪儀」と全く同じである。

そして、いよいよ葬儀当日の大宮御所から葬場殿のもうけられた豊島岡墓地、さらに埋葬のための原宿駅までの馬車葬列の沿道の模様は次のようであった。「都内の家々の軒に今日のように日の丸の旗がたくさん掲げられたのを見たことがない。旗はみな新しかった。そして、黒の喪の布が付けられていた」(6)(M、六・二三)。「この朝、大宮御所から豊島岡まで、朝早くから参拝者の列でうずまっていた。届出では四六六団体一三万人となっていたが、一般の人々がこれに加わって午後の豊島岡から原宿への十重二十重の人がきとを合せると、沿道一六キロ余りの人は警視庁では五十万人という」(A、六・二三、土)。また、多摩東陵のある東浅川駅から陵までの沿道にも沢山の人達が並んだ。「御遺体に乗せた列車が東浅川駅に着くところにもお見送りの人の山。近在から自転車で出てきた人も交って約四万人のお見送り。お待ちする人々にお茶や水をくんで回る土地の人達の姿が印象的だった。」(同)。

また、この葬儀から始まった、「写真」を掲げての葬場殿での一般参拝が、遺体が原宿駅に向かったあと、「葬儀関係者が思いがけなかった程、多数の参拝者があった

め」、予定を二〇分早めて午後一時半から始まった。「一時半、普段着ゲタばきのまま、参拝者は大波のように葬場に入っていく。子供をおんぶした母がいる。手をひかれた老婆がいる。入ると、おのずから六列になって、二百メートルの玉砂利を踏む間断のない人の流れが葬場殿の中の貞明皇后お写真の前まで続く。大塚仲町、池袋、目白、江戸川の四方面からゆるやかに波を打って続く人の群れが四〜五万人、女性の姿が圧倒的に多く列はいつ果てるともなく続いていった」(A、六・一三三)。このように、貞明皇后の葬儀への国民の関りは、三六年後の高松宮の場合を言うまでもなく、二年後の秩父宮の場合と比較しても、はるかに強く、一層戦前の名残を強く残していたようである。もともと、秩父宮と貞明皇后の場合は、皇族葬儀のランクの違いを考慮に入れなければならないが。

以上、戦後の三つの皇族葬儀における、政府及び自治体による通達、指示、言わば国民統合の政策と、国民の関わり方の問題を見てきたわけであるが、戦後の講和前後の時期に行われた、貞明皇后、秩父宮の葬儀と、三四年ぶりに行われた今回の高松宮の葬儀を比較した場合、政府の通達に対する自治体や公立学校の受止め方、あるいは一般の国民の受け止め方かなりの差があるといえよう。抽象的で印象的な表現になるが、今回の高松宮の葬儀における、国

民の参加の仕方は、講和前後の二つの皇族葬儀と比較した場合かなり「醒めた」ものであったといえよう。

(1) 「最近の天皇制論議の意味するもの」(『歴史評論』四二七号、一九八五年二月)の拙稿「天皇の『代替り』と国民統合」

参照。

(2) 『横浜毎朝新報』(一九二七・二・五)。

(3) 前掲『雍仁親王実記』、二六八頁、四二二頁。尚、秩父宮とスポーツのつながりについては、『秩父宮雍仁親王』(秩父宮を偲ぶ会、昭和四五年九月)の「秩父宮とスポーツ」の章、参照。

(4) この秩父宮とスポーツのつながりは、たんに秩父宮の個性というだけではなく第一次世界大戦後の世界的な君主制国家の崩壊、世界的なデモクラシー状況の波及といったものを背景にして、第一次世界大戦後に急速に発展した、近代的な「アマチュア・スポーツ」の国家による統合という側面、また皇室の新しい基盤づくり、「開放政策」という側面をもつものであった。後者の点については、鈴木正幸『近代天皇制の支配秩序』(校倉書房、一九八六年九月)の第三章「戦間期における国体問題」参照。また、各新聞とも「スポーツの宮様」の大合唱で、「二・二六事件」を含む秩父宮の軍、戦争とのかかわりはほぼ完全に黙殺された。藤間哲夫は「三十年の軍人生活」の中で「殿下のことを、世間ではスポーツの宮様、とお呼び申しあげているが、殿下はスポーツの宮様、であられた以前のものとして、軍人であらせられたのである。

おわりに

以上、本稿においては、戦後に行われた三つの皇族葬儀の特徴と国民との関わりについて見てきた。それぞれの結論については、その都度述べてきたのでここでは繰返さないが、本稿を締括るにあたって次の二点だけふれておきたい。

一つは、一九五三年に行われた秩父宮葬儀の持つ意味についてである。すでに触れた如く、この葬儀は「宮家葬」という新しい形態をとりながらも、宮家の私的な行事とはならず、大柩の所で、戦前の皇室喪儀令の通り、事实上、国家的行事として行われた。しかしながら、個々の側面では火葬に見られる如く、かなり重大な改変を含めて、多くの新例を切開いたことも事実である。今、既に触れた事をも含めてそれらの新例を列挙して見ると次のようなものである。遺体を解剖したこと。火葬にしたこと。墓の形式を比翼塚にしたこと。天皇の服喪期間が三十日に短縮されたこと。葬儀当日廢朝が行われなかったこと。トネリ役を全てスポーツ関係者で行ったこと。喪主が妻であったこと。葬儀において一般の参列を重視し、「葬場の儀」に従来の「有資格者」の範囲を大幅に越えて、スポーツ関係者

スポーツは、軍務の余暇になされたものである。……殿下の軍人としての御業績を語らなくては、殿下の御生涯も語り得ないことになる」（同編『人の子秩父宮』、昭和三八年三月、協和出版、二四一頁）と、評価はことなるが一般ジャーナリズムに対する正当な批判を行っている。また、（陸軍士官学校同期生『秩父宮雍仁規王殿下を偲び奉りて』（ガリ版刷、昭和二八年四月）には秩父宮が、敗戦間近まで対米戦争に勝利するために「新兵器」の開発に執念をもっていた事も紹介されている（八五頁）。

(5) この間の事柄については、江間守一『秩父宮妃勢津子』（山手書房、昭和五八・九）に詳しい。尚、平民といっても、節子の父、松平恒雄氏が爵位をもたないだけであって、恒雄氏の父は松平容保で、恒雄氏の弟が松平子爵家を継いだだけである（藤間哲夫節『人の子秩父宮』、大宅壮一「雍仁という名の人間」、二八七～九頁）。

(6) 「敗戦とともに国旗を忘れた人々までも、この日は弔旗を掲げることを忘れなかった。」（前掲、早川卓郎『貞明皇后』、二二〇頁）とある。敗戦後マッカーサー命令によって、「日の丸」の公式掲揚は禁止されたが、一九四九年二月、この制限は解除された。政府はただちに「国旗の掲揚について」（一月一二日）を出し、掲揚を奨励したが、戦後初の皇族葬儀の挙行は「日の丸」の定着の一つのステップになったようである。尚、戦前においても、皇室の儀式が「日の丸」の浸透に大きな役割を果たしたことについては、前掲、拙稿「近代天皇制

(二百名)等の参加が許されたこと。また、「一般告別式の拝礼」も「写真」を掲げて行う「後拝」ではなく柩を残して行い、また勢津子妃が最後まで残って応待したこと。さらに、その間、「洋楽」の葬送曲が演奏されたこと(1)。コート、オーバー着用のままの拝礼を認めたこと。葬列においても、「葬場の儀」式中においても特別な交通規制をしなかったこと(2)、等々である。

そして、重要なことは、こうした改変が、秩父宮の「庶民的」、「民主的」性格の表れとされたばかりではなく、それは、同時に天皇の「お考え」であったとして、天皇の「民主的」性格、「人間天皇」のイメージアップに繋がられていたことである。例えば、「火葬」のことを例にとってみると、「反対説もあったが、妃殿下の強い御主張により、御遺志を尊重しようということになった」、そして、最後は天皇陛下に「最後の決がかけられた。『科学者天皇』そのままに御遺志に添うべきであるということであった」(A、一・九)。また解剖についても、「貫かれた御遺志」・「『異例断行』の御勇氣」・「科学的療養に御努力」という大見だしのもとに「宮様の死去をいたむ国民一般にもさらに大きな感動をあたえ：宮様に今更ながら敬意を払っている」とした後、「この科学的という面は兄弟天皇様をはじめ天皇一家の優れた特色だと思う」(同)と書いた記事などは、そのことを

よく示していると言えよう。実は解剖の事実を公表することを「遺書」では禁じていたのだが、その「御遺志」を破ってまで公表された秩父宮の遺体解剖の事実は、その病名が結核という当時では「死の病」とされ、国民的な恐怖、関心の高い病気であっただけに、秩父宮だけにとどまらず天皇、ひいては皇室全体のイメージアップにはかりしれない大きな役割を果たしたものであったのである(3)。

こうして、一九五三年の秩父宮の葬儀は、「民主的な葬儀」、「皇室の民主化」の表れ、また秩父宮の生前の生き方を含めて「皇室の民主化」の模範として受とめられ、宣伝され、支持・歓迎されたということである。「日本がいい意味で民主化することが大切であるとともに、日本の皇室ももっと国民に直結して、国民の皇室とならねばならぬ。この時にあたって、その代表的な民主的な宮様を失ったことは、皇室のために日本のために、かえすがえすもいかにある」(M、一・五社説)、「皇室の民主化は日本民主化の最初にしてまた最後のものである。秩父宮さまがお心掛けになったところを忘れず、今後ますます、皇室の民主化に努力すべきだ」(T一・一一「筆洗」)。また、逆にこうした立場から葬儀の「非民主的」な部分についての率直な批判が目についたのもこの葬儀の特色であった。「『人間天皇』の陛下が、なぜ御弟の葬儀に出席なさらないのだろうか」

という投書が宮内庁に数多く寄せられたこと(4)(A、一・二〇夕)や秩父宮の弔問に出掛けた皇太子と義宮とが距離をおいて歩いていく新聞写真を見た主婦の「『私たちは真の人間でなければならぬ』これこそは過去・未来永こうにわたって、天皇からコジキにいたるまで、私たち人間に…課せられたただ一つのもんだいであると思います。…私たちは血の通わない天皇を欲しません。あなたが人間として、あくまで誠実に生き抜かれた場合にのみ、私たちは…あなたが尊敬できると思います」(T、一・二二)という投書などがそうである。こういう批判が出されたという事を含めて、秩父宮の葬儀が「民主的」な葬儀であったと評価されたこと、そしてその葬儀に先にみたように、今回の高松宮の場合と比較にならないほどの沢山の国民の関わりがあったことをもって、秩父宮の葬儀が一種の、一大「国民葬」(Y、一・二三)といわれ、「ようやく、わが国が象徴天皇を中心に平衡を取戻した」(T、一・二九)証左の一つとして位置づけられた。秩父宮は一九二〇年代、デモクラシーの風潮が滔々と流れる中で、「スポーツの宮様」の愛称の獲得や型やぶりの「恋愛結婚」と見られることで、皇室の「開放政策(5)」に大きな役割を果たしたが、その死によっても、戦後の民主主義思想のもとにおける、「皇室の民主化」、「象徴天皇制」の定着に大きな役割を果たしたといえよう。そ

ういった意味において、つぎに述べるように、国民の関わり方には未だ戦前の体験や習慣というものを残しながら、一九五九年の皇太子の結婚という「祝祭」が果たした役割を、一九五三年のこの秩父宮の「葬儀」が先取的に示したと言えるのではないだろうか(6)。

さて、二番目に問題にしたいのは、前章で明らかにした、貞明皇后、秩父宮の葬儀における国民の積極的な関わりと、それに比較しての今回の高松宮の葬儀における国民の醒めた関わり方の落差をどのように考えるのか、という問題である。この説明としては、一つには主に政府の国民統合政策の問題として考えることも可能であろう。すなわち、いわば戦後民主化政策の否定、「戦後第一の反動」期の問題として考える立場である。なるほど、一九五一年九月の講和条約の締結、翌五二年五月の発効を挟んで行われた、二つの葬儀の時期は、イデオロギー問題に限って見ても、今日問題となっている、「日の丸」・「君が代」問題、靖国問題、建国記念の日(紀元節)問題、教科書問題等が一斉に動き出した時期である。こういう脈絡のなかで、貞明皇后の葬儀や秩父宮の葬儀における国民の積極的な関わりを考える見方である。しかしながら、この見方だけでは秩父宮と今回の高松宮の葬儀の時の国民統合の「通達」が形式、内容とも全く同じであったにも関わらず何故に国民の参加に

大きな落差が出たのかは説明出来ないであろう。いや、それは本文でも指摘したように、その「通達」を受止める自治体や学校の姿勢に違いがあったからだという説明も成立つが、そもそも何故にそうした違いが出たのかということの問題なのである。また、そもそもこの見方だけでは、「戦後民主化政策期」の天皇の地方巡幸(四六年二月開始)に群がったあの熱狂的な国民の姿は(7)説明出来ないように思う。むしろ、いわゆる、「戦後民主化政策期」や「戦後第一の反動期」という時期区分の双方に共通にあったものと考えた方が良いように思う。それは、一言でいえば確かに天皇と国民の関係は、制度の上では敗戦によりそれなりの「劇的」といつてもよいような変化を受けたのであるが、しかしながら国民の意識という点からみれば、これも大きな変化を受けたとはいえ、制度的変化に比較しても曖昧さを多く残したものであったということである。本稿に即して言えば、戦前に作られた、国民の皇室に対する親愛の情の濃厚な残存であるいみじくも天皇の「人間宣言」が述べているごとく、「信頼と敬愛」感の残存である。そして、もう少し個別の問題に踏込めば、同じく戦前に習慣とさせられ、体に覚えてしまったところの皇室儀式への参加の行動様式、パターンの残存である。

先にふれた、秩父宮の葬儀の意味も実はこの二つのもの

と無関係にあったのではない。秩父宮の葬儀に多くの国民が関わったという現象は、それが単に「民主的」、「庶民的」葬儀であったからではない。それは、同時に、今述べた、

二つの事柄を前提にしたもの、それを下敷きにして生れたものであった。いや、もっといえばその「民主的」という中身の問題でもあったのである。先に列挙した如く、秩父宮の葬儀の多くの「異例」が「民主的」と観念され、宣伝され、支持された。また、その立場からの批判があったわけだが、この批判をも含めてその「民主的」という中味は、精々、国民の身の回りの意識、普通の常識から考えておかしと思われる部分の改変であった。そういった意味では「庶民的」という言葉で表した方がより正確なもの、私達一般の国民と一緒にあって欲しいというレベルの、そういった意味では「親愛の情」、「信頼と敬愛」感の問題に過ぎなかったのである。「過ぎなかった」と表現したが、もちろんこのことのもつ意味は、日本の皇室の歴史や現状を考えると重要なことである。しかしながら、それはやはり思想としての民主主義、あるいは制度にまで高められた民主主義とはことなるものであり、そこにいたるまでには、大きな飛躍が求められるものである。それは、高松宮の葬儀が「民主的葬儀」とされながら、形式的には事実上、国家的行事としておこなわれたこと、とりわけ多数の公立学校

生徒を含む学校生徒を動員したこと、また、その儀式が神道の儀式として行われたことに対して、少なくとも新聞記事には全くの言及がなかったことに象徴されていよう(8)。

こうして見ると、秩父宮の葬儀から、三四年後の今回の高松宮の葬儀における国民の参加が「醒めた」ものであったということは、一つはこの皇室に対する親愛の情の稀薄化であり、もう一つは、儀式参加の行動様式、パターンの記憶の崩壊ということがいえよう。そして、前者は一九六〇年代の高度成長期をはさんでの、国民の中における「私利主義」、「滅公奉私」意識の定着によるものと言えるし、後者はそのことと絡みつつも、三四年という空白の問題がおおきいであろう。さらに公立学校生徒の動員の消滅(9)や、その認識に曖昧さや誤解を含んでおり、また枕詞的なものであったが(10)、ともかくもテレビ、新聞の全てが政教分離原則に言及していたことは、この間の教職員組合の運動や靖国問題を中心とする政教分離の運動の反映、総じて、諸々の思想としての民主主義、制度にまで高められた民主主義の運動の反映ということができよう。

しかしながら、今述べた、高度経済成長期に生れ、育った様々な契機は、七〇年代後半以降から微妙に変化、衰化しているという側面もある(11)。また、今回の高松宮の葬儀は三四年ぶりであったわけであるが、自然の流れとして、今

後、皇室内のこの種の葬儀や祝祭の「ラッシュ」が予想される。中でも「Xデー」に関する儀式は、高松宮の場合とは全く比較にならない規模のもので予定されている。その場合、今回の葬儀を含めて、そうした、皇室の儀式の繰返しに・後・に・残・す・もの・の・影・響・も・見・逃・す・こ・と・が・で・き・な・い・で・あ・ろ・う(12)。そして、昨今の教科書問題や「日の丸」、「君が代」問題等の厳しさは言うまでもないことである。そういった意味において、高松宮の葬儀への国民の参加が意外に「醒めた」ものであったことは、けっして樂觀を許さないものであるが、しかし、そのばあいでも本稿でみたように、戦前と戦後、戦後の高度経済成長期の前と後の変化はしっかりとつかまえておくことは肝要であろう。

(1) 曲名はベートーベンの「告別」とチャイコフスキーの「ア・ン・ダン・テ・カンタービレ」である。

(2) 「式の始まりから一般告別式に入るまで静まり返った葬場に時折、自動車の警笛や電車の響きが飛込んできた。これは故殿下の御遺志で特別な交通制限をしなかったため、……トラックや自転車がやかましく走りまわっていた」(Y、一・一二夕)。

(3) 以上に述べたような役割をもった葬儀が可能であったのは、たしかに「象徴天皇制」の未確立期だったという、客観的要因が大きいのだが、しかしながら、秩父宮の個性(遺書に残した事を含めて)の果たした役割もまた大であった、といわ

ねばならないであろう。また、「『ご葬儀は我々の手で』と主張する土官学校時代の同期生や宮内庁の強い反対を押し切り遂に兄宮さまのスポーツ愛好精神を最後にいかされ」たのは

「高松宮さまのご尽力によるもの」(S、一・一二)、また、葬儀の新しい試みは「すべて、陛下の温かい御理解と、高松宮様の一方ならぬ御尽力とによるものでございました」(前掲、

『雍仁親王実記』八二四頁の「妃殿下御直話」にある如く高松宮の役割は大きかったようである。このことは、勢津子妃も含めて、皇族の個性というものが、皇室内の改革にそれなりの役割を果たすものである事を意味しているし、また、ここに皇族というものの天皇制における役割、意味というものがあるであろう。つまり、各皇族が時代の様々な流れに合わせて対応、プレー、試行錯誤(天皇は許されない)することに、皇室の硬直化を防ぎ、全体として制度としての天皇制を維持安泰なものにしていくということである。

(4)したがって、この事については異常なほど神経をつかい、マスコミを動員したようである。各新聞はこのことが皇室のしきたりであるだけではなく、古くからの日本のしきたりでもあることを説明。また、「両陛下の御希望で／御墓所にも御参拝／御愛情に前例を破り」と、大見だしのもとに、「陛下が御陵意外のお墓に参拝されることはこれまでになかったことだが、この度はご愛情こまやかな両陛下のご希望によるものである」(S、一・一〇)、や「陛下、四度の「弔問」(T、一・一一)等々、天皇がいかに肉親思いで、情愛豊かな人であるかを

大見出しで記事にした。

(5)前掲、鈴木正幸『近代天皇制の支配秩序』、前注4参照。

(6)松浦総三は一九五二年一月から一月にかけて行われた立太子礼に関する「大新聞とNHKによる熱狂的なキャンペーン」と翌年の皇太子のイギリスの女王戴冠式出席のキャンペーンを一九五九年の皇太子結婚につながるものとして位置づけているが(『マスコミの中の天皇』、松浦総三の仕事1、一九八四年九月、大月書店、三一頁)、筆者は、この秩父宮の葬儀もそれらに劣らず重要な意味をもっていたと考える。

(7)前掲、高橋紘『象徴天皇』三七頁参照。

(8)管見のかぎり、ただ一つだけ、『毎日新聞』が宮沢俊義の「国家と宗教の分離」という一文を「文化欄」にのせている。これは宮中三殿や皇太子の信教の自由を素材にして、皇室内の宗教的活動と政教分離の問題を論じたものであるが、葬儀日当日の記事であるにもかかわらず、葬儀のことは一言も触れていない。しかしながら、当然そのことを意識した記事であることは間違いないであろう。

(9)各新聞紙上に、今回の葬儀の葬列の見送りに関与した、公立学校の名前がでてるのはただ一つ、高松宮邸の敷地の一部を校舎の敷地にして創立され、したがって、その校名に名前をもらい、さらに高松宮がその校旗をデザインした、区立高松中学の生徒会の代表一三人であった(S、二・一〇夕)。

(10)各紙は「神道色が濃い」が、政教分離の原則から無宗教の建前となっている(A、二・一〇)、「皇室伝統の神式は一般の

神道とは異なり、葬儀を司る司祭にはプロの神官は登場せず、みや様と縁が深かった人々が務めた」(A、二一・一〇)、「特定の宗教色を排した明治以来の皇室固有のやり方」(Y、二一・四)、「『政教分離の原則を基本』(宮内庁)に宮家葬として行われた」(S、二一・一〇)としている。この、葬儀が政教分離の原則に違反したものでない、という論理は、①この葬儀は宮家葬である、つまり私的な行事である、ということであろう。しかし、すでに見た如くこれは事実上、宮内庁主体の国家的行事であった。②は一般の神道ではなく、皇室伝来、皇室伝統の神道であるという事を強調する論理である。これは、あきらかに津地鎮祭の最高裁判決を意識したものであろう。伝統行事、習俗論による逃げ道である。尚、この、伝来のもの、伝統的なものの例証として共通しているのが、司祭(祭官)がプロの神官ではないということである。この点については例えば、貞明皇后の時の祭官長はプロの明治神宮宮司鷹司信輔氏であった。尚、二月一日の『朝日新聞』の記事は「葬儀の形式は……神式で進められた。……宮内庁では……貞明皇后の大喪儀のさい、……占領軍司令部に問合せたら『およそ葬儀は宗教的行事であり、信仰の自由に基づいて、いかなる形式でも結構』ということだったので、この形式をとった」ということを、何の批判もなしに紹介しているが、これは全く問題外の議論である。政教分離問題とは、そうした儀式を国家的行事として行う時に問題となってくるものである。

(11)前注の政教分離原則についての各新聞の論調も、一九七〇年の前半の時期であればもう少し、突っ込んだものになっていたであろう。

(12)筆者は学生に、何の解説もせず、高松宮の葬儀に対する感想を書いてもらったが、そこには大騒ぎし過ぎることや、天皇が葬儀に出席しなかったことに対する多くの批判とともに、高松宮が「平和主義者」であったこと、「庶民的」、「民主的」であったことを、驚くべき素直さで、信じていることを痛感した。皇室の葬儀は、戸村政博氏が常々言っているように、まさに国民の歴史教育の場であり、そういった意味においてまさに教科書問題でもあるのである。